

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

多治見市

農業は、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観等、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）を有している。

このため、農業の有する多面的機能の発揮を促進し、その維持・管理を行うため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、本促進計画を定める。

## 1 促進計画の区域

促進計画の区域は、次の三地区とし、別紙地図に記載するとおりとする。

### 1. 池田南地区

廿原町 北ノ洞、中屋敷、中ノ洞、水口、井戸上、南ノ洞、名荷、四反田  
三の倉町 中洞、縄手、西洞  
諏訪町 日影、神田、天ヶ峰、北ノ洞

### 2. 小泉地区

西山町 2丁目、3丁目、4丁目  
根本町 3丁目、7丁目、8丁目、9丁目、10丁目、11丁目、12丁目  
高根町 1丁目、2丁目  
幸町 2丁目  
大原町 2丁目、3丁目、5丁目  
赤坂町 4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目

### 3. 南姫地区

姫町 1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、6丁目、7丁目  
大藪町 下廻間洞、上廻間洞、八反田、桜、和瀬祖居、八幡前、西山、諸家、山下、前田、谷山、深山  
大針町 台、五反田、後田、上畑、屋作、塩井戸、向田  
北小木町 持田、一ノ洞、大上、宮下、向田、彦四郎、打越、天堤、神明洞、萱原、浜井場、金剛岩、小松針、欠下

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

#### 1. 池田南地区

本地区は、土岐川に合流する三の倉川流域に属し、山あいの集落地で展開される農用地は、田と畑に利用されており、水稻栽培及び野菜耕作が行われている。

耕地面積は減少傾向にあることから、優良農地の保全と山間部の耕作放棄地を未

然に防ぐ必要がある。

## 2. 小泉地区

本地区は、土岐川に合流する大原川流域に属し、市街地（市街化区域）に隣接する農用地は、そのおおむねが田として利用されており、水稻栽培が中心に行われている。

耕地面積は減少傾向にあることから、優良農地の保全と耕作放棄地を未然に防ぐ必要がある。

## 3. 南姫地区

本地区は、木曾川へ流れる姫川流域に属し、低地部に広がる農用地は、そのおおむねが田として利用されており、水稻栽培が中心に行われている。また、犬山市付近で五条川に合流する北小木川流域に属し、谷津地形上に展開される農用地は、そのほとんどが田として利用されており、水稻栽培が行われている。

耕地面積は減少傾向にあることから、優良農地の保全と山間部の耕作放棄地を未然に防ぐ必要がある。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、上記1～3地区では、法第3条第3項第1号に規定する事業（農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業）及び第2号に規定する事業（中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	池田南地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
②	小泉地区	第3条第3項第1号に掲げる事業
③	南姫地区	第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めるとする。

## (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

### ア 対象地域

岐阜県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（特認地域）である南姫地区（旧姫治村）

### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地（傾斜度が田1 / 20 以上、畑・草地及び採草放牧地15 度以上）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（傾斜度が田1 / 100 以上1 / 20 未満、畑・草地及び採草放牧地8 度以上15 度未満）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40 %以上、耕作放棄率：田8 %以上、畑（草地含む。）15 %以上の農用地

(エ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## (2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行うものとする。また、認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置づけられた者など、地域の実情に合わせて市長が認定するものとする。